省　令

○総務省令第百十九号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

七　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。

○外務省令第十九号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ベレン（ブラジル）」を削除する。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第六十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。

○消費者庁告示第十一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月二十四日

消費者庁長官　阿南　久

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地	平成二十五年十二月十一日

○総務省告示第四百六十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十一条の十六の三第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百二十六号（地方税法施行令第五十一条の十六の三に規定する民法第三十四条の法人を指定する件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

表中財団法人日本船員厚生協会の項を削り、「財団法人海技教育財団」を「公益財団法人海技教育財団」に改める。

○総務省告示第四百六十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二十五項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣が指定する公益財団法人を次のように指定する。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

名称　財団法人名古屋港埠頭公社

住所　愛知県名古屋市港区空見町四〇番地

附　則

平成十年自治省告示第百四号は廃止する。

○中央選挙管理会告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十四日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十階　共用十階会議室

日時　平成二十五年十二月二十五日　午後四時

○法務省告示第四百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国フロリダ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十二月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ラリー・ムニョース

生年月日　千九百七十二年二月十三日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第四百七十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年十二月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　岐阜市雄総桜町４丁目19番地

金良隆　昭和55年５月10日生

金恵子　昭和57年２月27日生

住所　広島県世羅郡世羅町大字賀茂913番地５

朴俊和　昭和53年７月21日生

朴博明　昭和62年４月20日生

告　示

○金融庁告示第六十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第一項の規定により特別金融商品取引業者の親会社を指定したので、同条第四項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

指定親会社の商号又は名称	本店又は主たる事務所の所在地	対象特別金融商品取引業者の商号
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目九番一号	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社